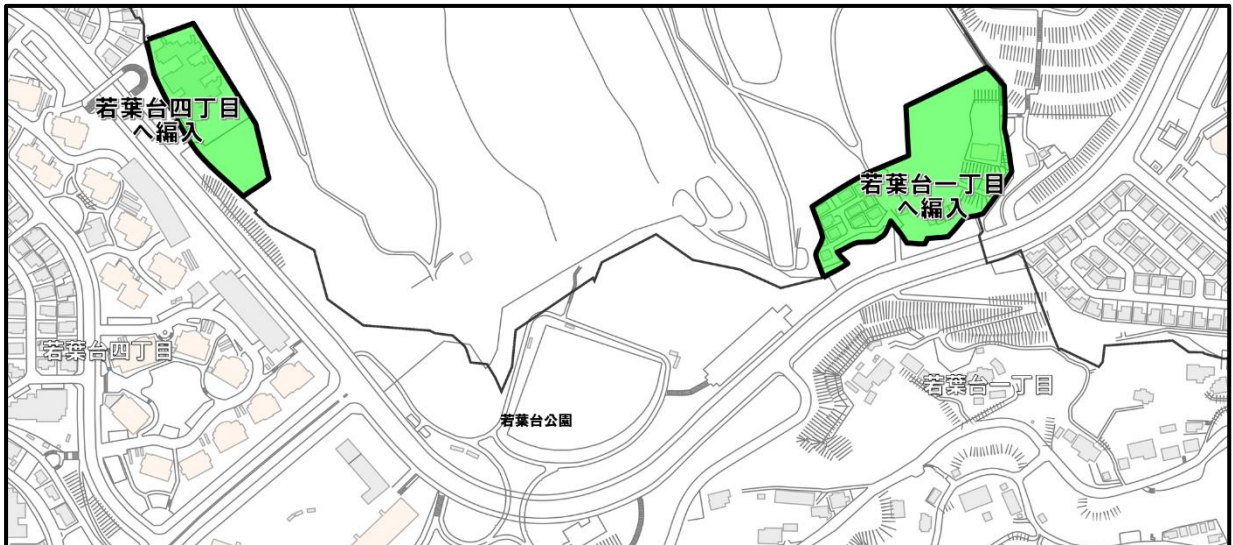
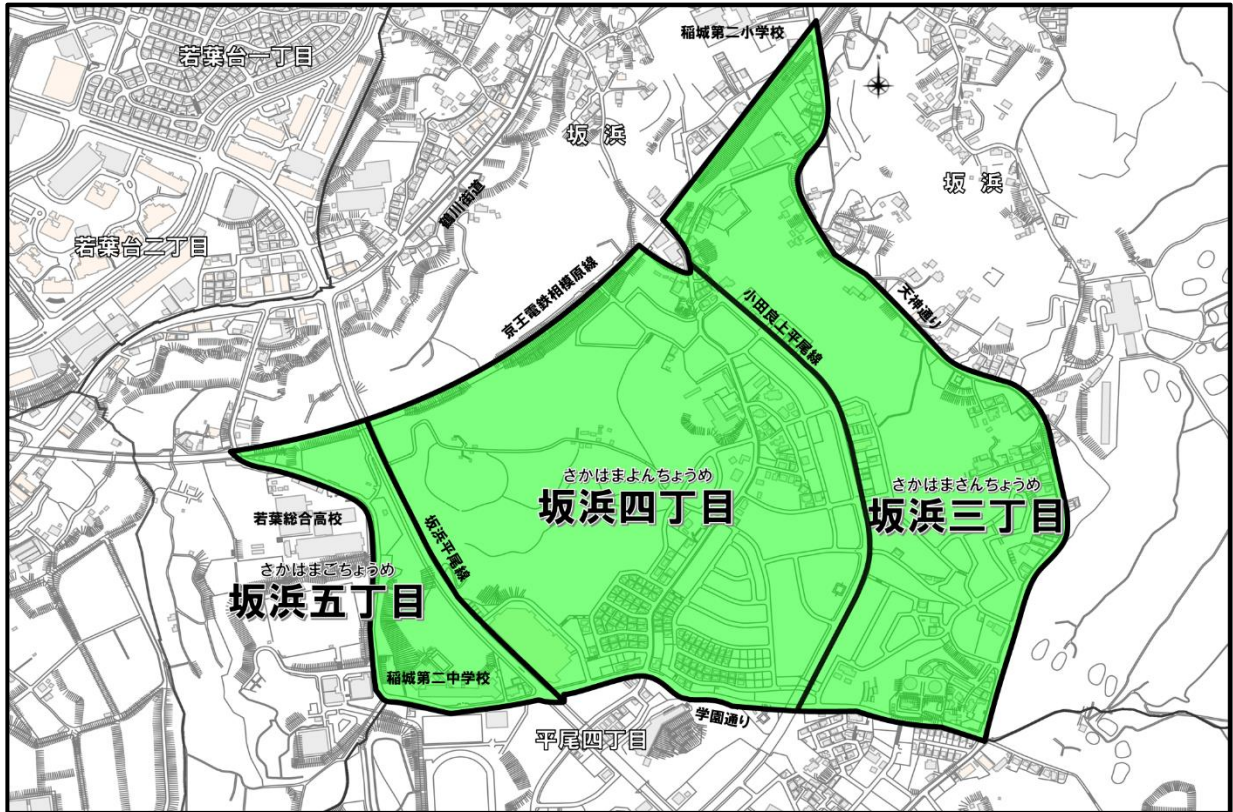


稲城市住所整理事業

住所変更手続きのしおり



変更日：令和5年3月4日（土）

区 域：坂浜三丁目・坂浜四丁目・坂浜五丁目

若葉台一丁目の一部・若葉台四丁目の一部

問い合わせ
連絡先

稲城市役所 都市建設部 まちづくり再生課
電話 042-378-2111（内線 324）

目 次

- はじめに 1
- 同封書類の説明 1
- 新しい住所のつけ方 3
- 新しい住所・本籍・不動産の表示 3
- 主な手続き一覧 4
- 不動産（土地・建物）を所有されている方へ 15

はじめに

令和5年3月4日（土）に坂浜地区の一部及び若葉台地区の一部において住所整理を実施します。

お届けした通知書のとおり、皆様の住所などが変わりますので、変更日以降は新しい住所をご使用ください。

なお、本書では住所整理の制度や、それに伴って必要となる手続き等についてご案内しますので、よくお読みください。

住所整理事業は、市内の混乱した住所をわかりやすく整理する事業です。住所が変更となる皆様には、何かとお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

同封書類の説明

◆住所変更手続きのしおり（本書）

住所整理の説明や新しい住所への変更手続きの方法を説明したものです。（本書）

◆新旧地番対照図

地区内の新しい町の区域と地番及び今までの地番を示した案内図です。

※小田良土地区画整理事業地内は新しい地番のみ記載しています。

◆町名地番変更通知書兼証明書（土地所有者毎に1通）

あなたの所有する土地の新しい地番を記載した公的な書類です。

この通知書兼証明書は、手続き一覧のページに記載のある地番変更等の手続きをする際に、ご利用ください。

※土地区画整理事業の保留地には旧地番が存在しないため、通知書兼証明書はありません。

別に送付する「換地処分のお知らせと今後の予定について（保留地）」にて新しい町名地番をご確認ください。

◆建物所在地番変更通知書兼証明書（建物所有者毎に1通）

あなたの所有する建物（登記のあるもの）の新しい所在地番と家屋番号を記載した公的な書類です。

◆住所変更通知書兼証明書（区域内に住民登録のある方毎に5通）

あなたの新しい住所を記載した公的な書類です。

この通知書兼証明書は、手続き一覧のページに記載のある住所変更等の手続きをする際に、ご利用ください。

◆町名地番変更通知書兼証明書（法人用）（法人毎に10通）

法人の新しい所在地を記載した公的な書類です。

この通知書は、別冊の「会社・法人などの変更登記の手引」にある各種手続きをする際に、ご利用ください。

※証明書の発行について

今回、同封した通知書兼証明書が不足する場合は、証明書を無料で発行します。希望される場合は、次の場所に申請をお願いいたします。

種 類	発行場所
・住所変更証明書	市役所市民課（平日・第2日曜日・第4土曜日） 平尾出張所・若葉台出張所（平日のみ）
・町名地番変更証明書 ・町名地番変更証明書（法人用）	市役所まちづくり再生課（平日のみ）

※本籍変更通知書

新しい本籍を記載した通知書は、変更日以降に市役所市民課から送付いたします。

◆住所変更のお知らせ用無料はがき（1世帯50枚）

住所が変更されたことを友人、知人、取引先などにお知らせするために、郵便局から配られる無料はがきです。新住所、氏名、宛先を記入してお出してください。

◆住居番号表示板＋接着剤（建物所有者のみ）

あなたの新しい住所を記載したプレートです。表面のビニールを剥がし、同封の接着剤で表札のそばなどわかりやすい場所に付けてください。

《イメージ図》



● その他

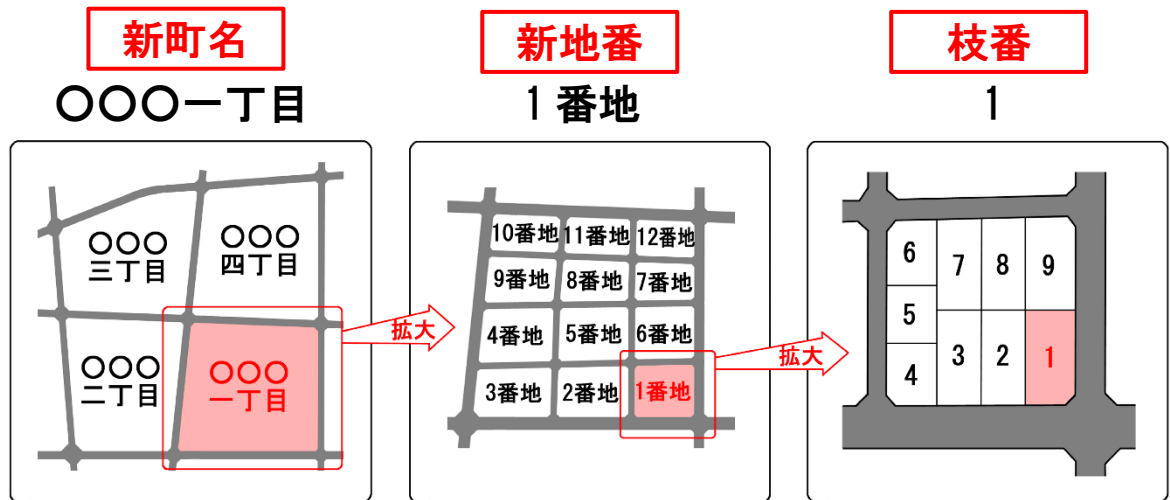
郵便物等は、住所変更後1年程度は自動的に転送されます。郵便局への転送手続きは必要ありません。

郵便番号は下記の通りとなります。

坂浜三・四・五丁目・・・・・・・・・・〒206-0822

若葉台一・四丁目・・・・・・・・・・〒206-0824

● 新しい住所のつけ方



↑町の区域をはっきり分りやすく区切り、〇〇〇×丁目にします。

↑町(〇〇〇×丁目)の中を分割してブロックに分け、順に親地番を付けます。

↑親地番の中に複数の土地があれば、順に枝番を付けます。

上記の土地にお住まいの方の住所は、「稲城市〇〇〇一丁目1番地の1」となります。

● 新しい住所等の表示例

建物が建っている土地の地番を住所に用います。

住所の表し方

変更前	： 稲城市	坂浜	1 1 1 番地の 1
	↓	↓	↓
変更後	： 稲城市	坂浜三丁目	1 2 番地の 3 4

本籍の表し方

※ 区域内に本籍を有する方については、本籍も変更となります。該当する方には、本籍変更通知書を送付いたします。(変更日以降に市役所市民課から送付いたします。)

変更前	： 稲城市	坂浜	1 1 1 番地 1
	↓	↓	↓
変更後	： 稲城市	坂浜三丁目	1 2 番地 3 4

不動産の所在の表し方

【土地】	変更前	： 稲城市	大字坂浜字三十号	1 1 1 番 1
		↓	↓	↓
	変更後	： 稲城市	坂浜三丁目	1 2 番 3 4
【建物】	変更前	： 稲城市	大字坂浜字三十号	1 1 1 番地 1
		↓	↓	↓
	変更後	： 稲城市	坂浜三丁目	1 2 番地 3 4

● 主な手続き一覧

- ◆ 各種変更手続きは、いずれも変更日（令和5年3月4日）以降にお願いします。
- ◆ 事前に、必要書類等を手続き先へ確認していただくと、スムーズに手続きが行えます。

公簿類		
公簿等	問い合わせ先	説明
住民票、印鑑登録原票	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111	市役所が新しい住所に変更します。 手続きは不要です。
戸籍簿、戸籍の附票	市役所市民課 戸籍係 ☎042-378-2111	市役所が新しい本籍、住所に変更します。 手続きは不要です。
固定資産税課税台帳	市役所課税課 土地係・家屋係 ☎042-378-2111	市役所が新しい住所に変更します。 手続きは不要です。 課税時点の住所が旧住所の場合があります。

土地・建物			
種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
土地登記簿、建物登記簿 （表題部）	不動産の所在地を管轄 する法務局	法務局が、新しい町 名地番等へ書き換え ます。	—————
土地、建物等不動産所有 者の住所変更（権利部） ※実施区域内に住所があ る方で、土地・建物等を 所有している方	（稲城市内の不動産の場合） 東京法務局府中支局 ☎042-335-4753 府中市新町 2-44	期限はありませんが、 売買をされる方は手 続きを完了しておいた 方がよいと思われま す。 ※変更日以降の2か 月ほどの期間は一般 の登記事務が停止さ れていますので、終了 後をお願いします。	<input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 町名地番変更通 知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 住所変更通知書 兼証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 委任状（代理人に 依頼するとき） ※P15 もご覧ください
抵当権、地上権、 賃借権、仮登記などの 住所変更（権利部）			

※登記簿に記載された住所と現在の住所が異なる場合は、戸籍の附票（有料）など、現住所に
至るまでの経過が確認できる資料が必要になります。

※登記事項証明書を取得する際の費用は有料です。

※法人等に関する変更手続きの詳細は、「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。

※司法書士が手続きを代行した場合にかかる費用は個人負担になります。

マイナンバーカード			
種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
マイナンバーカード	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111 平尾出張所 ☎042-331-6346 若葉台出張所 ☎042-350-6321	変更日以降	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証等) ※本人又は同一世帯の方がお持ちください。(交付の際に設定した4ケタの暗証番号の入力が必要です。)
署名用電子証明書 ※e-Taxは、現在のままで使用可能です。	※出張所ではマイナンバー用の機器が1台のため、状況によっては長時間お待ちいただく場合があります。 ※駐車場は、平尾出張所に2台のみです。若葉台出張所にはありません。	変更日以降	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証等) ※本人がお越しください。(交付の際に設定した4ケタの暗証番号と英数字を含む6ケタ以上の暗証番号の入力が必要です。)





住民基本台帳カード			
種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
住民基本台帳カード	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111 平尾出張所 ☎042-331-6346 若葉台出張所 ☎042-350-6321	変更日以降	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証等) ※本人または同一世帯の方がお持ちください。(交付の際に設定した4ケタの暗証番号の入力が必要です。)

在留カード等			
種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
・在留カード ・特別永住者証明書	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111	変更日以降	<input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書

保険・医療・福祉関係等

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・高齢受給者証（対象者のみ） ・限度額適用認定証（対象者のみ） ・国保受給者証（精神通院）（対象者のみ） 	市役所保険年金課 国民健康保険係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。 ※新しい被保険者証等を郵送します。	_____
<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証（対象者のみ） ・特定疾病療養受療証（対象者のみ） 	市役所保険年金課 後期高齢者医療係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。 ※新しい被保険者証等を郵送します。	_____
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証（対象者のみ） ・介護保険負担限度額認定証（対象者のみ） 	市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。 ※新しい被保険者証等を郵送します。	_____
健康保険 （協会けんぽ、共済組合等）	各勤務先	詳細は各勤務先にお問い合わせください。	
<ul style="list-style-type: none"> ・被爆者健康手帳 ・健康診断受診票（被爆者の子） 	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	変更日以降	<input type="checkbox"/> 居住地（氏名）変更届（都内変更） <input type="checkbox"/> 住所変更通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳または健康診断受診者証 <input type="checkbox"/> 手当証書（手当受給者のみ） <input type="checkbox"/> 医療券（認定者のみ） <input type="checkbox"/> 印鑑

保険・医療・福祉関係等

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス受給者証 ・ 自立支援医療受給者証 （育成医療・更生医療） ・ 心身障害者医療費助成 （受給者証） ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 難病医療券（都医療券） ・ 自立支援医療 （精神通院医療） ・ 精神障害者保健福祉手帳 	市役所障害福祉課 障害福祉係  042-378-2111	更新時に変更 します。 ※すぐに表示 の変更が必要 な方はお申し 出ください。	_____
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身障害者福祉手当 ・ 特殊疾病患者見舞金 ・ 障害児福祉手当 ・ 特別障害者手当 ・ 重度心身障害者手当 		手続きは不要 です。	_____
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 ・ 愛の手帳 		変更日以降	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 または愛の手帳 <input type="checkbox"/> 住所変更通知書兼 証明書
大気汚染医療  （気管支喘息等）	稲城市保健センター  042-378-3421 稲城市百村 112-1	変更日以降	<input type="checkbox"/> 住所変更通知書兼 証明書

学校関係			
種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
通学区域	市役所学務課学務係 ☎042-378-2111	通学区域は変更ありません。	_____
稲城市立小中学校への住所変更		手続きは不要です。 ※学校で独自に登録している制度等がある場合は、各学校へお問い合わせください。 稲城第二小学校 ☎042-331-5709 稲城第二中学校 ☎042-331-3640 若葉台小学校 ☎042-331-7900 稲城第六中学校 ☎042-331-7222	
上記以外の学校等への住所変更	各学校等	変更日以降 各学校へお問い合わせください。	

年金			
種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
国民年金の加入者	市役所保険年金課年金係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
厚生年金の加入者	各勤務先	詳細は各勤務先にお問い合わせください。	
国民年金、厚生年金の受給者	日本年金機構 府中年金事務所 ☎042-361-1011 府中市府中町 2-12-2	手続きは不要です。	_____
共済年金の受給者	各共済組合	詳細は各共済組合にお問い合わせください。	

子ども関連

種類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
・ 児童手当 ・ 児童育成手当	市役所子育て支援課 手当助成係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
・ 児童扶養手当		手続きは不要です。 ※すぐに表示の変更 が必要な方はお申し 出ください。	_____
・ 特別児童扶養手当		変更日以降	<input type="checkbox"/> 住所変更届 <input type="checkbox"/> 証書
・ 乳幼児医療費助成㊦ ・ 義務教育就学児医療費助成㊧ ・ ひとり親家庭等の医療費助成㊨ ・ 未熟児養育医療費給付		手続きは不要です。 ※新しい医療証を郵 送します。	_____
稲城市立第五保育園への 住所変更	市役所子育て支援課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。 ※保育園で独自に登録している制度等がある場合は、園へお問い合わせください。	
上記以外の保育園・幼稚園への住所変更	各保育園・幼稚園	変更日以降 各園へお問い合わせください。	
子どものための教育・保育給付支給認定証	市役所子育て支援課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。 ※新しい認定証が必要な方は申し出てください。	_____
学童クラブ	市役所児童青少年課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____

自動車・オートバイ関係

種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
自動車運転免許証、運転履歴証明書の住所変更及び本籍変更	府中運転免許試験場 ☎042-362-3591 府中市多磨町 3-1-1 多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧 1-26-1 都内の警察署、試験場及び免許更新センター	変更日以降	<input type="checkbox"/> 住所変更通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 自動車運転免許証 <input type="checkbox"/> 本籍変更通知書または証明書（該当する方）
小型特殊自動車・原動機付自転車（125cc 未満）の所有者の住所変更	市役所課税課市民税係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	—————
軽自動車の車検証の住所変更	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 ☎050-3816-3104 府中市朝日町 3-16-22	変更日以降	<input type="checkbox"/> 自動車検査証（車検証）原本 <input type="checkbox"/> 住所変更通知書兼証明書
自動車、オートバイ（125cc 以上）の車検証の住所変更	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2033 国立市北 3-30-3	変更日以降	<input type="checkbox"/> 自動車検査証（車検証）原本 ※軽二輪（250cc 以下）は軽自動車届出済証 <input type="checkbox"/> 住所変更通知書兼証明書
自動車保管場所証明書（車庫証明書）	多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧 1-26-1	手続きは不要です。	—————

※自動車販売店などが手続きを代行した場合にかかる費用は、個人負担になります。

営業関係

種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
古物営業・質屋営業・ 風俗営業・鉄砲刀剣類等 の許可証の住所変更	多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧 1-26-1	変更日以降	<input type="checkbox"/> 住所変更通知書兼 証明書 <input type="checkbox"/> 町名地番変更通知 書兼証明書 (法人用)
酒類販売業免許証の住所 変更	(提出先) 日野税務署 日野市万願寺 6-36-2 (問い合わせ先) 立川税務署酒類指導官 ☎042-523-1181(代)	変更日以降	<input type="checkbox"/> 住所変更通知書兼 証明書 <input type="checkbox"/> 町名地番変更通知 書兼証明書 (法人用) <input type="checkbox"/> 印鑑

医療機関・薬局関係

種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
診療所・薬局・薬店・施 術所・医療機器販売業者 等の代表者の住所及び所 在地の変更	東京都南多摩保健所 ☎042-371-7661 多摩市永山 2-1-5	法律等により、手続き期間が定められてい る場合がありますので、左記にお問い合わせ ください。	
保険医療機関・保険薬局 の届出事項変更(異動) 届	関東信越厚生局 東京事務所 ☎03-6692-5119 新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー11F	変更日以降	<input type="checkbox"/> 保険医療機関・保 険薬局届出事項変 更(異動)届 <input type="checkbox"/> 町名地番変更通知 書兼証明書 (法人用)
指定医療機関・指定施術 機関(生活保護法・中国 残留邦人等支援法)の変 更届	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	変更日以降	<input type="checkbox"/> 変更届出書

法人関係

種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
会社及び法人の所在地 の変更登記 (実施区域内に本・支 店の所在地がある場 合)	本店の所在地を管轄する 法務局	法定期間内(実施日 から2週間以内)に申 請してください。	<input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 町名地番変更通 知書兼証明書 (法人用) <input type="checkbox"/> 印鑑(届出印) <input type="checkbox"/> 委任状(代理人に 依頼するとき)
会社及び法人の代表者 の住所の変更登記			<input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 個人の住所変更 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑(届出印) <input type="checkbox"/> 委任状(代理人に 依頼するとき)
介護サービス事業者	所轄庁 (稲城市が所轄庁の場合) 市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎042-378-2111	変更日以降、法人登 記変更後に変更手続 きをしてください。	<input type="checkbox"/> 変更届出書 <input type="checkbox"/> 付表 <input type="checkbox"/> 運営規程
社会福祉法人の定款変 更	所轄庁 (稲城市が所轄庁の場合) 市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	変更日以降、法人登 記変更後に変更手続 きをしてください。	所轄庁にお問い合わせ ください。
宗教法人 (神社・寺院など)	東京都生活文化スポーツ局 都民生活部管理法人課 宗教法人担当 ☎03-5388-3168 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎	変更日以降、法人登 記変更後に変更手続 きをしてください。	<input type="checkbox"/> 登記事項変更届 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証 明書(所在地変更 済みのもの)

※法人等に関する変更手続きの詳細は、「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。

公共料金関係

種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
上下水道	【上水道】 水道局多摩お客様センター ☎042-548-5100 【下水道】 市役所下水道課 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
電気	東京電力エナジーパートナー ☎0120-995-661	変更日以降にお問い合わせください。 ※電力自由化により契約されている事業者が異なる場合は、そちらにお問い合わせください。	
都市ガス	東京ガスお客様センター ☎0570-002211	手続きは不要です。 ※都市ガス自由化により契約されている事業者が異なる場合は、そちらにお問い合わせください。	
プロパンガス	契約されている事業者にお問い合わせください。		
NTT	NTT 東日本 ☎0120-116-000	手続きは不要です。	_____
J-COM	(株)ジェイコム カスタマーセンター ☎0120-999-000	変更日以降(お電話にて変更手続きをしてください。)	_____
多摩テレビ	多摩テレビお客様センター ☎0120-118-493	手続きは不要です。	_____
携帯電話等	加入されている携帯電話会社にお問い合わせください。		

その他			
種 類	手続き・問い合わせ先	手続き時期	必要書類など
浄化槽の登録	市役所生活環境課 ごみ・リサイクル係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
環境確保条例及び騒音・振動規正法の各種届出	市役所生活環境課 環境保全係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
工場・指定作業所			_____
避難行動要支援者の登録	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
畜犬登録	稲城市保健センター ☎042-378-3421	手続きは不要です。	_____
放課後子ども教室登録者	市役所生涯学習課 社会教育・公民館係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
公共施設利用登録者	市役所市民協働課、生涯学習課、スポーツ推進課、図書館課(城山体験学習館)	手続きは不要です。	_____
学校体育施設利用登録者	市役所教育総務課 学校管理係 ☎042-378-2111	手続きは不要です。	_____
図書館登録者	稲城市立中央図書館 ☎042-378-7111	更新時に変更します。	_____
各種免許、許可、許可証等の住所変更	法律・条例等に定めるところ	法律・条例等に定める期限内	<input type="checkbox"/> 法律・条例等に定める必要書類 <input type="checkbox"/> 印鑑
金融機関、保険会社、証券会社、クレジットカード会社など	各事業者にお問い合わせください。		
郵便物の転送	郵便は、住所変更後1年程度は自動的に転送されます。個人での転送手続きは必要ありません。		
旅券(パスポート)	ご自分で現住所を2本線で消し(修正液不可)、新しい住所を記入してください。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 勤務先(会社)などへも住所変更手続きをしてください。 ◆ 住宅借入金等特別控除の用紙は、旧住所のままでも使用できます。 		

不動産（土地・建物）を所有されている方へ

町名地番変更に伴い、法務局の不動産登記簿（土地及び建物）の表題部などについては、職権で法務局が書き換えます。ただし、所有者の住所欄については本人の申請があるまで変更されません。

該当地区内にお住まいの方で、土地や建物を所有している方は、申請用紙に必要事項をご記入の上、法務局へ所有権登記名義人住所変更の登記申請を行ってください。

なお、この変更登記には期限はありませんので、変更日以降、必要な時（売買・抵当権設定など）までに手続きを行ってください。

なお、郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により所有する不動産を管轄する法務局へ送付してください。

申請書提出の際に・・・

登記が完了すると完了証が発行されますが、法務局まで受領に行くか、郵送受領を希望する場合は返信用封筒に郵便切手を入れて、申請書と併せて提出してください。

ご注意ください

変更日以降2か月ほどの期間は登記事務が停止されています。ご確認の上申請してください。

【問い合わせ先】

東京法務局府中支局 ☎042-335-4753

登記申請書

登記の目的 **1** 番所有権登記名義人住所変更

原因 令和**5**年**3**月**4**日町名地番変更

変更後の事項 住所 **東京都 稲城市 坂浜三丁目12番地の34**

申請人 **東京都 稲城市 坂浜三丁目12番地の34**
稲城 太郎 ①

連絡先の電話番号 **000-000-0000**

添付書類

登記原因証明情報

通知書兼証明書を添付します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請**東京法務局府中支局 御中**

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

不動産番号 **1234567890123**

所在地 **稲城市 坂浜三丁目**

地番 **12番34**

地目 **宅地**

地積 **234.56平方メートル**

不動産番号 **0987654321012**

所在地 **稲城市 坂浜三丁目12番地34**

家屋番号 **12番34**

種類 **居宅**

構造 **木造瓦葺2階建**

床面積 **1階 〇〇平方メートル**

2階 △△平方メートル

通知書や証明書に記載された「変更日」を記入

新住所を記入

変更後の登記簿の内容を正確にご記入ください。

※所有者が同じ場合は、複数の不動産を同時に申請が可能です。

メモ欄（ご自由にお使いください。）

A large rectangular area with rounded corners, containing 20 horizontal dashed lines for writing.

